



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年6月21日金曜日 第519号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（行政経営課総務事務管理室）... 461

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 461

施術機関の指定.....（ " ）... 462

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 462

指定施術機関の廃止の届出.....（ " ）... 462

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 462

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の廃止の届出.....（ " ）... 462

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）... 462

保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 463

県営住宅の家賃の収納事務の委託の廃止.....（建築住宅課）... 463

県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（ " ）... 463

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 463

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 464

道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 465

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 465

落札者等の告示.....（警察本部会計課）... 465

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（人事課）... 465

### 公 告

徴税史員証の無効公告（2件）.....（税務課）... 468

消防設備士法定講習会の実施.....（消防防災安全課）... 468

### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通規制課）... 468

### 雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告.....（市町振興課）... 470

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第627号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託（令和6年6月から令和7年3月分）一式	愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和6年5月21日	株式会社パソナ パソナ・松山 愛媛県松山市一番町4丁目1番地1	55,858,338円	総合評価一般競争入札	令和6年3月19日

#### ○愛媛県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
愛らんど薬局 北方店	東温市北方3206番地3	令和6年4月1日
とよた薬局	四国中央市豊岡町大町17番地1	令和6年4月1日

○愛媛県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、  
 施術機関を次のように指定した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
天羽康人	今治市大三島町宗方2025-1	令和6年4月4日

○愛媛県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、  
 指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社なのはな調剤薬局	大洲市新谷町甲96番地 松葉屋ビル1F	令和6年3月30日

○愛媛県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
市立大洲病院	大洲市西大洲字ヤ斯巴甲570番地	市立大洲病院訪問看護ステーション	大洲市西大洲字ヤ斯巴甲570番地	令和6年4月1日

○愛媛県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人光佑会	伊予郡松前町大字神崎586番地	訪問看護ステーション菜の花	伊予郡松前町大字神崎578-1	令和6年5月31日

○愛媛県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、

あこみ薬局 北方店	東温市北方3206番地3	令和6年3月31日
たけうちクリニック	今治市旭町二丁目2-11	令和6年3月31日
とよた薬局	四国中央市豊岡町大町17番地1	令和6年3月31日
松の実薬局	四国中央市土居町土居856番地	令和6年3月31日
三島中央薬局	四国中央市三島中央5丁目9-48	令和6年3月31日

○愛媛県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	廃止年月日
中田翔太	新居浜市高木町3-26 西号	令和6年3月7日

松山市興居島地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを

縦覧に供する。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・泊地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年6月24日から7月22日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所興居島支所

○愛媛県告示第635号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町仕出1893から1897まで
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
仕出1893から1896まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第636号

県営住宅の家賃の収納事務の委託（令和6年4月愛媛県告示第307号）は、廃止する。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第637号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容  
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

ニッテレ債権回収株式会社

東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○愛媛県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県東予地方局長 客本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 君 子	新居浜市庄内町六丁目7番28号
"	神 野 師 算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	山 下 圭 司	新居浜市庄内町三丁目8番45号
"	加 藤 友 久	新居浜市庄内町五丁目1番31号
"	藤 田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	神 野 節 男	新居浜市庄内町二丁目2番80号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	村 上 貞 雄	新居浜市庄内町一丁目6番14号
監 事	神 野 博 文	新居浜市城下町3番35号
"	神 野 勝 志	新居浜市庄内町五丁目12番14号
"	藤 田 厚 志	新居浜市庄内町三丁目6番23号
"	山 下 和 之	新居浜市庄内町五丁目5番22号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 喜代重	新居浜市城下町3番17号
"	神 野 師 算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	山 下 圭 司	新居浜市庄内町三丁目8番45号
"	加 藤 益 武	新居浜市庄内町三丁目2番26号
"	浮 橋 孝	新居浜市庄内町三丁目6番20号
"	藤 田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	神 野 節 男	新居浜市庄内町二丁目2番80号
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
監 事	山 下 正 彦	新居浜市庄内町六丁目3番47号
"	神 野 勝 志	新居浜市庄内町五丁目12番14号
"	村 上 秀 樹	新居浜市下泉町一丁目11番16号
"	山 下 和 之	新居浜市庄内町五丁目5番22号

○愛媛県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県東予地方局長 客本 宗 嗣

就 任

役員の種類	氏名	住所
理事	近藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目3番14号
"	相原 悦滋	新居浜市坂井町三丁目11番37号
"	高橋 恭治	新居浜市下泉町一丁目1番49号
"	神野 師算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	山下 圭司	新居浜市庄内町三丁目8番45号
"	秦 博昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	藤田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	藤田 厚志	新居浜市庄内町三丁目6番23号
"	村上 貞雄	新居浜市庄内町一丁目6番14号
"	岡田 好弘	新居浜市田所町6番28号
"	岡田 朗	新居浜市新須賀町一丁目8番58号
"	岡田 光正	新居浜市新須賀町一丁目7番17号
監事	野村 理	新居浜市下泉町一丁目15番19号
"	神野 勝志	新居浜市庄内町五丁目12番14号
"	村尾 浩一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号
"	山下 和之	新居浜市庄内町五丁目5番22号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	近藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目3番14号
"	相原 悦滋	新居浜市坂井町三丁目11番37号
"	高橋 恭治	新居浜市下泉町一丁目1番49号
"	神野 師算	新居浜市庄内町六丁目10番64号
"	矢野 一臣	新居浜市庄内町一丁目6番6号
"	秦 博昭	新居浜市庄内町二丁目2番51号
"	藤田 浩	新居浜市庄内町三丁目5番3号
"	浮橋 孝	新居浜市庄内町三丁目6番20号
"	神野 喜代重	新居浜市城下町3番17号
"	岡田 宗樹	新居浜市新須賀町二丁目4番18号
"	岡田 好弘	新居浜市田所町6番28号
"	伊東 明満	新居浜市新須賀町一丁目6番40号
監事	野村 理	新居浜市下泉町一丁目15番19号
"	神野 勝志	新居浜市庄内町五丁目12番14号
"	村尾 浩一	新居浜市新須賀町二丁目8番16号

"	塩見 進	新居浜市庄内町四丁目6番50号
---	------	-----------------

○愛媛県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和6年6月21日

愛媛県東予地方局長 客本 宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	相原 悦滋	新居浜市坂井町3丁目11-37
"	阿部 義澄	新居浜市岸の上町1丁目3-33
"	近藤 美喜男	新居浜市下泉町1丁目3-14
"	澤田 康彦	新居浜市下泉町1丁目17-42
"	高田 勝久	新居浜市下泉町1丁目5-7
"	高橋 恭治	新居浜市下泉町1丁目1-49
監事	野村 理	新居浜市下泉町1丁目15-19
"	渡邊 一生	新居浜市下泉町2丁目10-43
"	井門 英司	新居浜市下泉町2丁目11-32

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	相原 悦滋	新居浜市坂井町3丁目11-37
"	阿部 勝	新居浜市岸の上町1丁目11-27
"	近藤 美喜男	新居浜市下泉町1丁目3-14
"	神野 和雄	新居浜市下泉町1丁目15-25
"	高橋 恭治	新居浜市下泉町1丁目1-49
"	原 敏彦	新居浜市瀬戸町5-24
監事	神野 芳彰	新居浜市下泉町1丁目9-48
"	野村 理	新居浜市下泉町1丁目15-19
"	井門 英司	新居浜市下泉町2丁目11-32

○愛媛県告示第641号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第14278号	令和元年7月1日	(有)寿ワークサービス	蔭山満壽夫	松山市堀江町甲766-124	令和6年5月9日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-4)第15003号	令和4年5月13日	(有)ホットハウス	阿達 正平	松山市和泉南1-5-2	令和6年5月10日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第18931号	令和5年1月20日	(株)シリウス	佐藤 弥生	松山市余戸南4-15-16	令和6年5月14日	左官工事業、石工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止(一部)

( 般 - 3 ) 第7881号	令和3年 9月24日	寿防災(有)	森田 憲明	松山市谷町230 - 2	令和6年 5月23日	消防施設工事業	建設業の廃止
( 特 - 4 ) 第2357号	令和4年 12月9日	(株)寺田工務店	池田 公平	松山市小坂2 - 6 - 26	令和6年 5月29日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3941番地先から 同町東川3941番地先まで	旧	メートル 9.0~10.9	キロメートル 0.017	
		上浮穴郡久万高原町東川3941番2から 同町東川3941番2まで	新	10.9~20.5	0.017	

○愛媛県告示第643号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 4 ) 第15137号	令和4年 8月23日	(株)河野建設	河野 佳恵	西予市野村町高瀬687	令和6年 5月7日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 3 ) 第12540号	令和4年 2月7日	西森建設(有)	西森 剛二	西予市野村町野村3 - 82	令和6年 5月13日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 1 ) 第14279号	令和元年 7月1日	坂建設	坂 道清	喜多郡内子町宿間甲889	令和6年 5月29日	建築工事業	建設業の廃止
( 般 - 1 ) 第17349号	令和元年 7月7日	好崎鉄工所	好崎 英尊	大洲市米津甲98 - 2	令和6年 5月29日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第644号

次のとおり落札者を決定した。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
ヘリコプター12か月定期点検整備	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	令和6年4月26日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山 町大字豊場字殿釜2番 地	56,870,000円	一般競争入札	令和6年3月15日

訓 令

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般  
地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前											
<b>別表第1（第4条関係）</b>						<b>別表第1（第4条関係）</b>											
知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項						知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項											
事務の 種 類	事 項	決裁区分				知 事	部 長	局 長	課 長	主 幹	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
		専決者											知 事	部 長	局 長	課 長	主 幹
		部 長	局 長	課 長	主 幹												
1～4 省略										1～4 省略							
5 組織 及び人 事管理 に關す る事務	1～19 省略									5 組織 及び人 事管理 に關す る事務	1～19 省略						
	<u>20 会計年度任用職員の勤勉手 当の成績率の決定に関するこ と。</u>																
6～26 省略										6～26 省略							
備考 1～7 省略						備考 1～7 省略											
8 この表5の部20の項の適用については、同表決裁区 分の欄中「局長」とあるのは、「幹事課を置く局の 長」とする。						8 省略											
9 省略						9 省略											
10 省略						10 省略											
11 省略						10 省略											
<b>別表第2（第4条関係）</b>						<b>別表第2（第4条関係）</b>											
知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項											
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			知 事	部 長	局 長	課 長	組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分				
			専決者										知 事	部 長	局 長	課 長	
			部 長	局 長	課 長												
人 事 課	1～4 省略									1～4 省略							
	5 給与 等に関 する事 務	1 省略								5 給与 等に関 する事 務	1 省略						
		2 諸手当に關すること（給与 条例、技能労務職員の給与条 例及び会計年度任用職員の給 与等に関する条例）。									2 諸手当に關すること（給与 条例及び技能労務職員の給与 条例 _____）。						
		(1) 省略									(1) 省略						
		(2) 勤勉手当の支給基準の決定 （給与条例第19条の4、会 計年度任用職員の給与等に 關する条例第12条の2、第 18条の2）								(2) 勤勉手当の支給基準の決定 （給与条例第19条の4 _____ _____ _____）							
		ア 会計年度任用職員に係 るもの															
		イ ア以外のもの															
	(3) 省略								(3) 省略								

	3 省略				
6 ~ 10 省略					

	3 省略				
6 ~ 10 省略					

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第1</b> (第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					<b>別表第1</b> (第4条関係) 局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専 決 者				局 長	専 決 者	
			部 長	課 長	主 幹				部 長
1 ~ 3 省略					1 ~ 3 省略				
4 人事 管理に 関する 事務	1 職員及び管内の地方局に属する 機関の職員(以下「所属職員」と いう。)の身分及び服務に関する こと。				4 人事 管理に 関する 事務	1 職員及び管内の地方局に属する 機関の職員(以下「所属職員」と いう。)の身分及び服務に関する こと。			
	(1)~(3) 省略					(1)~(3) 省略			
	(4) 所属職員(会計年度任用職員 を除く。)の昇任、昇格、昇給 及び勤勉手当の内申					(4) 所属職員 _____の昇任、昇格、昇給 及び勤勉手当の内申			
	(5)~(7) 省略					(5)~(7) 省略			
	2・3 省略					2・3 省略			
	4 所属職員(会計年度任用職員に 限る。)の勤勉手当の成績率の決 定に関すること。			—					
5 ~ 12 省略					5 ~ 12 省略				
備考 1 省略 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ、3の項並びに4の 項の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と あるのは、「地域産業振興部長」とする。 3 ~ 10 省略					備考 1 省略 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ並びに3の項 _の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」と あるのは、「地域産業振興部長」とする。 3 ~ 10 省略				

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

**第3条** 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地方局長の専決事項)		(地方局長の専決事項)	
<b>第14条</b> 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項 は、次に掲げるとおりとする。		<b>第14条</b> 地方局長の専決処理すべき事項のうち、各部共通の事項 は、次に掲げるとおりとする。	
(1)~(7) 省略		(1)~(7) 省略	
(8) 職員及び管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児 童手当の認定並びに単身赴任手当及び勤勉手当の成績率(会計		(8) 職員及び管内の地方局に属する機関の職員の扶養手当及び児 童手当の認定並びに単身赴任手当_____	

年度任用職員に係るものに限る。)の決定に関すること。

(9) 省略

2～9 省略

の決定に関すること。

(9) 省略

2～9 省略

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

徴税吏員証の無効公告について

次の証票は、令和6年5月1日以降無効とする。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

徴税吏員証

第451号

中予地方局 室付 大政 公昭

令和5年4月1日交付

○公 告

徴税吏員証の無効公告について

次の証票は、令和6年4月1日以降無効とする。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

徴税吏員証

第452号

中予地方局 専門員 片山 知美

令和5年4月1日交付

○公 告

消防設備士法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による令和6年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習会を次のとおり実施する。

令和6年6月21日

愛媛県知事 中村時広

1 講習の区分、日時及び場所

区 分	日 時	場 所
警報設備	令和6年9月3日(火) 9時～17時	八幡浜市北浜1丁目3-37 愛媛県南予地方局八幡浜支局

避難設備 消火器	令和6年9月5日(木) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
警報設備	令和6年9月6日(金) 9時～17時	新居浜市本郷三丁目5-35 東予地区自動車整備協同組合
消火設備	令和6年9月11日(水) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
避難設備 消火器	令和6年9月12日(木) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室
警報設備	令和6年9月13日(金) 9時～17時	松山市湊町7-5 松山市総合コミュニティセンター 大会議室他
特殊消防用 設備等		

2 受講申請書の提出期間

令和6年7月29日(月)から8月9日(金)まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 受講申請書の請求先

(一財)愛媛県消防設備協会、各市町(組合)消防本部、愛媛県電気工事工業組合各支部、愛媛県管工事協同組合連合会各支部

(一財)愛媛県消防設備協会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 受講申請書の提出先

(一財)愛媛県消防設備協会

但し、受講申請者数が各会場の定員に達した場合は、受付できませんので、あらかじめご了承ください。

その他の法定講習に関するお問合せについては、(一財)愛媛県消防設備協会において受け付けます。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月21日

愛媛県公安委員会委員長 五葉明德

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後			改正前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
1～8の 3 省略			1～8の 3 省略		
8の4	<u>一般国道11号</u> ( <u>新居浜バイパス</u> )	新居浜市東田三丁目乙12番4地 先から同市萩生字本郷438番7 地先まで			
9～13の 3 省略			9～13の 3 省略		
13の4	<u>一般国道56号</u> ( <u>松山外環状線</u> )	松山市余戸南二丁目1098番2地 先から同市南吉田町21番1地先 まで			
14～122 省略			14～122 省略		

**附 則**

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和5年度決算の要旨を公告する。

令和6年6月21日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 武 智 邦 典

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経 理 区 分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
収           入	負担金	5,274,447 610,390	12,627,313	695,219	94,178	0	0	200,836	258,949 0	0	0	0	0
	掛金・組合員保険料	5,373,062 621,962	8,458,555	695,225	0	0	0	0	208,281 0	0	0	0	0
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	100,447	0	0	0
	受取手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,787
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,735	0
	利息及び配当金	19 0	0	0	0	14,784	0	10	13 0	8	753,921	194	0
	その他収入	527,914 0	0	0	0	0	0	83,224	55 0	53,528	14,837	83	0
	補助金	4,074 0	0	0	0	0	0	0	0 4,575	0	0	0	0
	他経理から繰入金	0	0	0	0	0	0	37,358	0	4,000	0	0	0
	前年度繰越支払準備金	875,953 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12,055,469 1,232,352	21,085,868	1,390,444	94,178	14,784	0	321,428	467,298 4,575	157,983	768,758	23,012	3,787
	支	給付	6,752,538 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役職員給与		0	0	0	0	0	141,036	16,704 0	56,250	19,969	6,290	274	
厚生費		0	0	0	0	0	204	303,139 4,534	220	33	5	0	
特定健康診査等費		0	0	0	0	0	0	36,630 0	0	0	0	0	
旅費・事務費		0	0	0	0	0	15,159	2,459 0	2,073	2,643	1,573	381	
商品仕入		0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0
飲食材料費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託費・委託管理費		0	0	0	0	0	10,127	3,087 0	39,377	830	262	257	
支払利息		0	0	0	0	14,784	0	0	0	625,214	14,782	1,224	

令和6年6月21日

愛 媛 県 報

第519号

出	老人保健拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	退職者給付拠出金	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	前期高齢者納付金	1,644,679	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	後期高齢者支援金	2,289,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	病床転換支援金	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	介護納付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,229,784											
	連合会払込金・拠出金	744,037	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金	0	21,085,868	1,390,444	94,178	0	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入金	37,358	0	0	0	0	0	0	4,000	0	0	0	0	
	0							0					
その他支出	89,513	0	0	0	0	0	153,074	53,606	91,933	20,574	5,127	4,432	
	633							41					
次年度繰越支払準備金	1,068,442	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0												
計	12,626,298	21,085,868	1,390,444	94,178	14,784	0	319,600	419,625	189,867	669,263	28,039	6,568	
	1,230,417							4,575					
差引当期利益金又は当期損失金( )	570,829	0	0	0	0	0	1,828	47,673	31,884	99,495	5,027	2,781	
	1,935							0					

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,273,813	1,104,016	88,547	595	24,420	0	566,552	689,517	447,270	19,711,522	79,935	168,287
	固定資産	0	0	0	0	1,435,000	0	5,295	950	757,789	55,791,168	1,780,458	0
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産合計		1,273,813	1,104,016	88,547	595	1,459,420	0	571,847	690,467	1,205,059	75,502,690	1,860,393	168,287
負 債	流動負債	35,322	1,104,016	88,547	595	0	0	9,254	11,671	11,902	70,545,389	412	1,010
									1,351				
	固定負債	1,068,442	0	0	0	1,459,420	0	300,254	53,921	42,451	17,836	1,498,434	117,115
									0				
負債合計		1,103,764	1,104,016	88,547	595	1,459,420	0	309,508	66,943	54,353	70,563,225	1,498,846	118,125
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157,627	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金( )	160,674	0	0	0	0	0	262,339	623,524	6,921	4,939,465	361,547	50,162
		9,375							0				
純資産合計		170,049	0	0	0	0	0	262,339	623,524	1,150,706	4,939,465	361,547	50,162
負債・純資産合計		1,273,813	1,104,016	88,547	595	1,459,420	0	571,847	690,467	1,205,059	75,502,690	1,860,393	168,287

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの